

当センターで算定している診療報酬の加算について (お知らせ)

【医療情報取得加算】

当センターはオンライン資格確認を行う体制を有しております。
マイナンバーカードによる保険証の利用により、患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して質の高い医療の提供に努めております。

【一般名処方加算】

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。
後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
一般名処方について、ご不明な点がございましたらご相談ください。

【生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）】

高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さんで、これまで「特定疾患療養管理料」を算定されていた方は、令和6年6月1日から「生活習慣病管理料」へ移行します。

患者さんには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」に署名をいただく必要がありますのでご協力をお願いいたします。

なお、患者さんの状態に応じて、28日以上 of 長期の投薬やリフィル処方箋の交付が可能ですのでご相談ください。

令和6年5月

岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター長